

スーパーカーレスキュー70 サービス会員規約（BS-Techno 会員向け） 新旧対比表

改定前	改定後（主な変更箇所）	備考
規約構成（「サービス会員規約」「サービス利用規約」） ※※※ 以下、「旧サービス会員規約」 ※※※ 第1条（目的） 本規約は、株式会社レスキューネットワーク（以下運営者といいます）がコールセンター業務を行う、別紙利用規定にそのサービス内容が記載されたロードサービス「スーパーカーレスキュー70（BS-Techno 会員向け）」（以下本サービスという。）の利用に関し、運営者及び利用者双方が遵守すべきものとして定めるものです。 第4条（サービスの実施等） （1）サービスは、運営者の取次ぎにより、運営者と提携している事業者（以下サービス実施者という。）がその名義と責任において実施するものとします。 （2）本サービスの内容は、別紙利用規定によるものとします。 （3）本サービスは日本国内に限るものとします。 第5条（規約の変更） 運営者は、本規約を予告なく変更することができるものとしますが、当該変更は変更時以降に入会または更新した会員に適用されるものとします。 第6条（入会）	規約構成（「サービス会員規約」「サービス利用規約」） 「サービス会員規約」「サービス利用規定」を、会員規約として統合しました。 第1条（目的） 本規約は、<u>タイムズレスキュー株式会社（以下運営者といいます）が提供する「スーパーカーレスキュー70（BS-Techno 会員向け）」</u>（以下本サービスといいます）に関し、運営者及び<u>会員</u>双方が遵守すべきものとして定めるものです。 第4条（サービスの実施等） 1. 本サービスは、<u>運営者より本サービスの実施を受託している事業者（以下サービス実施者といいます）が実施するものとします。</u> 2. 本サービスの<u>提供</u>は、日本国内に限るものとします。 第5条（規約の変更） 運営者は、本規約その他本サービスに関する運営者所定の諸規定等を、会員の事前の承諾なしに変更することができるものとします。<u>当該変更は、運営者が運営者のホームページ（http://www.timesrescue.co.jp）に当該変更内容を掲載した時点をもって、全ての会員に適用されるものとします。</u> 第6条（入会）	社名変更のため。 会員規約と利用規約を統合したため、第4条2項を削除。 規約変更の告知方法を明記し、規約変更時の適用の<u>タイミング</u>を、ホームページに掲載した時点とした。

(1) 入会申込は、運営者が提携する BS サミット加盟店に申込者が運営者所定の申込書（以下申込書という。）を提出し運営者所定の年会費を支払うことにより行うものとします。(2) 運営者は、申込者が申込書に記載した事項に関し、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行うことができるものとします。

第9条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した時点で会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員からの中途退会の申し出。
- (2) 会員資格有効期間の満了。
- (3) 運営者による除名。
- (4) 会員の死亡。

第10条（除名）

運営者は、次の各号のいずれかの事由が生じた会員につき、何らの通知・催告なしに、当該会員を除名することができるものとします。

- (1) 本規約、利用規定、その他運営者が定める規定に違反したとき。
- (2) 運営者、サービス実施者、もしくは他の会員の権利・利益を害し、またはそのおそれのある行為を行ったとき。

1. 本サービスへの入会を希望する者は、運営者が提携する BS サミット加盟店（以下取扱店といいます）へ、以下の各号の手続きに従って申込を行うものとします。

- (1) 運営者所定の申込関連書類（以下申込書といいます）の提出。
- (2) 申込者本人の身分の証明（運転免許証等の提示）。
- (3) 運営者所定の会費の納付。

2. 運営者は、申込者が申込書に記載した事項に関し、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行うことができるものとします。

3. 運営者は、審査の結果、入会申込者が以下の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。

- (1) 申込関連書類等に虚偽の記載、誤記、若しくは記入漏れがあり、又は虚偽の身分証明書類等が提示されていたとき。
- (2) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると運営者が認めたとき。
- (3) 運営者が会員として不適格と判断したとき。

第10条（会員資格の停止及び取消）

1. 会員が次のいずれかに該当するときには、運営者は当該会員に事前何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消を行うことができるものとします。

- (1) 申込関連書類等に虚偽の記載、誤記、若しくは記入漏れがあり、又は虚偽の身分証明書類等が提示されていたとき。
- (2) 第11条に定める年会費その他の金銭債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
- (3) 運営者、取扱店、サービス実施者、もしくは他の会員の権利・利益を害し、又はそのおそれのある行為を行ったとき。
- (4) 短期間に同一又は類似内容のサービス依頼が複数回あり、運営者が不適格と判断した場合。
- (5) 本規約その他運営者所定の諸規定等に違反したとき。

会員資格の「喪失・除名」を「停止・取消」に変更。会員資格の停止・取消条件を詳細に表記。

(3) 短期間に同一または類似内容のサービス依頼が複数回ある等不正利用の疑いがある場合、その他運営者が不適格と判断した場合。	<u>(6) 差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。</u> <u>(7) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。</u> <u>(8) 解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。</u> <u>(9) 自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。</u> <u>(10) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると運営者が認めたとき。</u> <u>(11) 以上の各号に準じ、運営者が本サービスの提供を不相当と認める事由が生じたとき。</u> <u>(12) 申込関連書類に記載の住所、連絡先に宛てた通知又は送付された書類が延着し、若しくは到達しなかったとき。</u> <u>(13) 会員が死亡したとき。</u> <u>(14) その他、事由の如何を問わず運営が必要であると判断したとき。</u> <u>2. 会員が会員資格を取り消された場合、当該会員は、当該時点で発生している年会費その他の金銭債務等運営者に対して負担する債務の一切について期限の利益を喪失するものとし、当該債務を一括して弁済するもの</u> <u>とします。なお、前条により会員が退会した場合においても同様とします。</u> <u>3. 会員が会員資格を停止された場合、運営者が指定する期間中、当該会員は、本サービスを利用することができないものとします。</u>	
第 12 条 (年会費の返還と金額の変更) (1) 会員は、事由の如何を問わず、資格有効期間途中で資格を喪失した場合でも、年会費の返還を求めることはできないものとします。 (2) 運営者は、予め会員に告知することにより年会費を変更することができるものとしますが、変更後の年会費の適用は各会員の次年度分からとします。	第 12 条 (年会費の返還と金額の変更) 1. 会員は、事由の如何を問わず <u>(会員証の資格有効期間途中で会員資格を喪失した場合も含めます)</u>、年会費の返還を求めることはできないものとします。 2. 運営者は、予め会員に告知することにより年会費を変更することができるものとしますが、変更後の年会費の適用は各会員の次年度分からとします。	年会費の規定に第 3 項を追加。

第 18 条（会員情報の管理・利用）

（１）会員は、会員が申込書に記載した個人情報が担当取扱店からインターネットを通じて運営者に送信されること、及びその際一般的なセキュリティでは防ぎ得ない不正アクセスやウィルス進入等によって生ずる情報漏洩や情報改ざん等については担当取扱店及び運営者は責任を負わないことを予め承諾するものとします。

（２）会員は、会員が申込書に記載した個人情報及び運営者が本サービス提供時に知り得た情報（事故・故障等の情報・問い合わせ情報も含む）につき、次の事項を予め承諾するものとします。

①運営者に登録されること。

②運営者が本サービスの提供に必要な範囲で利用し、またサービス実施者に開示すること。

3. 前項の規定にかかわらず、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった場合、運営者は、年会費の額を変更することができるものとします。

第 25 条（個人情報の取扱い）

1. 運営者は、会員から取得した個人情報を、以下の目的で利用します。
個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

（１）入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供、会費等の決済、顧客管理、特典の付与その他取引遂行のため。

（２）パーク 2 4 グループおよびパーク 2 4 グループの提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内（ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など）。

（３）パーク 2 4 グループおよびパーク 2 4 グループの提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動（アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など）。

（４）その他上記に付随、関連する業務の遂行のため。

2. 運営者は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり共同利用する場合があります。

（１）共同利用する個人情報の項目

氏名 生年月日 性別 職業 住所 電話番号 メールアドレス 車種
車両ナンバー 免許証情報 クレジットカード情報 カメラ画像 サービスのご利用履歴 その他利用目的を達するために必要な項目

（２）共同利用者の範囲

パーク 2 4 グループ各社（以下のホームページをご確認ください）

<http://www.park24.co.jp/company/group.html>

（３）共同利用の目的

本条第 1 項に同じ

第 25 条を個人情報の取扱いに関する条文に変更。

第 1 項に会員情報の利用目的を
取り決める条項とし、パーク 2 4 グループ各社の「商品・サービスの提供・代金決済等」、「サービス情報ご案内」、「マーケティング活動」を利用目的として追加。

第 2 項を当社グループ共同利用
を取り決める条項として新設し、
共同利用する個人情報グループ各社が共同利用する個人情報の項目を明確化。
個人情報の管理責任者及び取得方法を具体的に明示。

※※※ 以下、「旧サービス利用規約」 ※※※ 第2条（ロードサービスの実施） ロードサービスの提供は、運営者の取次によりサービス実施者の責任において実施されますので、サービスの提供に起因する車両の損傷、人身事故、損害等について、運営者は一切その責を負わないものとします。 第6条（ロードサービスを提供できない場合） 次の各号の何れかに該当する場合または車両については、ロードサービスを提供できない場合があります。 （1）台風・豪雪などの気象状態、または地震・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。	<u>（4）共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称</u> <u>タイムズレスキュー株式会社（運営者）</u> <u>（5）取得方法</u> <u>口頭（電話等）、WEB 上の入力フォーム、契約書、申込書、アンケート、その他の書面（電子的・磁気的方式等によって作られた記録を含む）</u> <u>3．運営者は、本条に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の取り扱いをサービス実施者その他の第三者に委託することができるものとします。</u> <u>4．本条に定める他、運営者の情報保護に対する取り組みについては、運営者のホームページ（http://www.timesrescue.co.jp/）上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従うものとします。</u> 第17条（ロードサービスの実施） <u>1．ロードサービスの提供後の車両の修理、整備及び保管等については、会員とサービス実施者又は受け入れ工場との間での別途契約となりますので、当該別途契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、運営者は一切その責を負わないものとします。</u> <u>2．ロードサービスの提供において、対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物が積載されている場合、会員は運営者及びサービス実施者にその旨を事前に通知するものとします。なお、当該通知のない場合、当該積載物に生じた事由について運営者及びサービス実施者は免責されるものとし、また、運営者及びサービス実施者に損害が生じた場合には会員はこれを賠償するものとします。</u> 第18条（サービスの併用の禁止） 会員は、同一の事故・故障等につき、<u>本サービスと第三者が提供又は手配するサービスとを併用できないものとします。</u> 第19条（ロードサービスを提供できない場合） 次の各号に該当する場合は、ロードサービスを提供できない場合があります	ロードサービスを提供できない場合の条件を追加。
---	---	--------------------------------

(2) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーポート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない道路に対象車両がある場合。 (3) 戦争・暴動、または公権力の行使により運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。 (4) 違法な改造がなされている車両・車検登録のない車両・特殊工作装置等を装備した車両。 (5) サービス実施後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれがある場合。 (6) レッカーまたは車両運搬の際、積載物に損傷が発生しうる場合。 (7) サービスの実施に第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性がある場合で、当該第三者の承諾が得られない場合。 (8) 他人名義の車両で、サービス実施者が権利者の承諾を確認できない場合。 (9) 前各号以外でも、天候、場所、車輛の状態等により、社会通念上、サービス実施が困難であると見られる場合。 (10) 同一の事故・故障等につき、第三者が提供または手配するサービスを利用する場合。 第7条（有償サービス等）	す。 (1) 台風・豪雪などの気象状態、又は地震・津波・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。 (2) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーポート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない場所に対象車両がある場合。 (3) 戦争・暴動、又は公権力の行使等により運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。 (4) <u>対象車両につき、違法な改造がなされている場合、車検登録のない場合、又は特殊工作装置等を装備している場合。</u> (5) <u>ロードサービス提供後に</u>飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれのある場合。 (6) <u>ロードサービスの実施により、対象車両及び積載物に損傷等の損害が発生しうる場合。</u> (7) <u>第17条第2項に基づく通知の有無にかかわらず、対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物を積載している場合。</u> <u>(8) 会員及び対象車両の利用者の故意により事故、故障等が発生した場合。</u> (9) <u>ロードサービスの実施により、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、当該第三者の承諾が得られない場合。</u> (10) 他人名義の車両で、サービス実施者が<u>所有者・使用者等</u>権利者の承諾を確認できない場合。 <u>(11) ロードサービスの提供が困難な通信障害、システム障害等が発生した場合。</u> (12) 前各号以外でも、天候、場所、車両の状態等により、社会通念上、ロードサービス実施が困難であると判断される場合。 第23条（本サービスの適用除外）	有償サービス等の記載を、「本サービス
--	--	---------------------------

次の各号に定める場合のサービス料金、費用等はすべて有償（会員の別途負担）となり、会員は現場にて現金またはクレジットカードにて実費精算するものとします。なお、サービスの提供はサービス実施者が対応可能な範囲で実施されるものとします。 （１）会員またはサービス実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であると運営者及びサービス実施者が判断した場合。 （２）キーの閉じ込みにおいて、電子ロック等特殊構造の鍵や盗難防止装置等が付いているなどにより開錠が困難な車両の運搬・開錠等にかかる費用実費。 （３）車両が横転している場合。 （４）故意によるかまたは車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。 （５）無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等。 （６）航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送中の事故・故障等。 （７）レース、ラリー等、一般の乗用目的以外での車両利用中の事故・故障等。 （８）車両が建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。 （９）ドーリーの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。 （10）バッテリーの充電費用。 （11）ガス欠時において、給油を行ったガソリン代金実費。 （12）タイヤが２本以上落輪している車両の引上作業費用実費。 （13）タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置を行う場合の補修費用及びタイヤ補修剤等の作業以外に要する代金実費。 （14）その他、交換・備付等を行った部品の代金、及び補充・交換等を行った消耗品の代金実費。 （15）サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要となった有料駐車場利用料金実費。 （16）サービス実施者が出動したにも拘わらずサービス適用外であった場	<u>次の各号のいずれかの場合においては、前条に定める無料サービスの適用除外とします。無料サービスの適用除外となる例は次の各号のとおりですが、これに限られません。</u> （１）会員またはサービス実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であると運営者及びサービス実施者が判断した場合。 （２）<u>キー（スペア含む）紛失時（車内に無い場合も含む）の全ての作業依頼。</u> （３）<u>トランクへのキーの閉じ込みによる直接開錠作業依頼。</u> （４）車両が横転、<u>転倒、落車</u>している場合。 （５）<u>天候状況に関係なくガラスウィンドー昇降に関するトラブルや故障等。</u> （６）<u>走行に支障の無い（保安部品に関連性の無い）電装品等（オーディオ、ラジオ、カーナビ、テレビ、ルームランプ、フォグランプ、エアコン等）のトラブルや故障等。</u> （７）<u>チェーン脱着、ノーマルタイヤとスタッドレスタイヤの相互の交換作業依頼。</u> （８）<u>故意によるまたは車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。</u> （９）無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等。 （１０）航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送中の事故・故障等。 （１１）レース、ラリー等、一般の乗用目的以外 <u>（店舗展示車等を含む）</u>での車両利用中の事故・故障等。 （１２）<u>一旦レッカーサービスを利用した後、トラブル車両の修理をせずに再度搬送依頼を受けた際の料金全額実費。</u> （１３）サービス実施者が一時無料保管した場合の２４時間を超えた部分の保管料金実費。 （１４）連続する１４日以内に同一または類似内容の出動依頼が３回以上あった場合の３回目以降の出動費用実費。	の提供除外」「有料サービス」として記載方法を変更。
---	---	----------------------------------

合（出勤後にキャンセルされた場合も含む）の出勤費用実費。 （17）サービス実施者が一時無料保管した場合の24時間を超えた部分の保管料金。 （18）連続する14日以内に同一または類似内容の出勤依頼が3回以上あった場合の3回目以降の出勤依頼。	第24条（有料サービス） <u>1．会員が有料サービスを希望した場合は、サービス実施者が対応可能な範囲内で、有料にて実施されます。</u> <u>2．有料サービスの料金は、原則として、現場にて会員がクレジットカードにて実費精算するものとし、クレジットカードでの精算ができないときは、後日、運営者より送付する請求書にて精算するものとします。</u> 第27条（損害賠償） 1．会員が本規約その他運営者所定の諸規定等に違反し、又は会員の責に帰すべき事由により運営者に損害が発生した場合、会員は運営者が被った損害について責任を負うものとします。 2．本サービスの提供に際して運営者の責に帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、運営者に故意又は重大な過失がある場合を除いて、運営者は、通常生ずべき現実の損害についてのみ債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。	損害賠償に関する規定を新設。
--	---	-----------------------